

第5回技術委員会（方法書第2回審議）での意見等及び事業者の見解

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨
1	騒音	塩田委員	・工事中の騒音については騒音規制法で規制されているため、調査手法として騒音規制法による手法を加えた方がよい。	【第2回審議回答】 ・ご指摘のとおり記載いたします。 【事後回答】 ・環境騒音に係る現地調査内容の調査手法として騒音規制法に基づく手法を追加します。
2	景観	梅崎委員	・幹線道路のドライバーからの視点は移動眺望点となり予測は難しいという事業者見解であるが、移動視点ということではなく、どういった場所から景観を調査し評価するかという中に、幹線道路を追加してはどうかということで、例えばある程度大きく眺望ができる場所や、交差点といった場所での視点についても入れてみてはどうか。 【亀山委員長】 ・ドライバーからの視点だけの見方だけでなく、幹線道路沿いに多くの目が集まるため、そういった視点で見ていただきたい。	【第2回審議回答】 ・ご指摘を踏まえ、幹線道路沿いで調査地点の追加検討を行います。 【事後回答】 ・景観に係る調査地点として対象事業実施区域(建設候補地)を眺望できる幹線道路の代表地点である「ふるさと農道」のふるさと大橋付近を追加します。
3	地形・地質	富樫委員	・施設整備に伴う掘削部分の面積と深さについては、造成方針が検討中で決まっていないということだが、造成の規模等に基づき調査、予測方法が決まるはずである。今考えられる最大規模の範囲内でお示しいただきたい。	【第2回審議回答】 ・測量は既に済んでおり、現在、造成方針の検討に入っております。最大値ということでは出来だけ具体的な範囲を示してまいります。 【事後回答】 ・現時点において、掘削部分の面積は最大約12,000㎡(幅200m×奥行60m)、深さは約5～7m程度を想定しております。
4	地形・地質	花里委員	・地下水を調査することで、雪崩の危険性は確認できるのか。 ・過去に雪崩が起きたかといった記録があれば、調べていただきたい。最近は気象状況が変わってきていることもご留意いただきたい。	【第2回審議回答】 ・表層雪崩の起因は、その他の気象条件によりますが、深層雪崩は、地下水の流れが起因する場合がありますので、それについても配慮して測定を行います。 ・北パラダスキー場は、降雪が非常に少ない場所で、ほぼ人工雪です。スキー場開発をして20年くらい経ちますが、雪崩は起きたことはありません。
5	水質 土壌汚染	野見山委員	・資料1 No. 7～8の回答では、健康項目は季節変動を受けやすい項目がないとされているが、水質、土壌は季節変動をある程度受けると思われるので、もう少し測定回数を増やすべきと考える。 ・基本的には年変動の有無についての予測は難しいと思う。大気質など、ある程度詳細なデータがそろった項目と違い、水質は変動があることを前提に調査を行うものであるため、既存データがなければ、ある程度の頻度が必要ではないか。何かあった後に困るとい意味で頻繁にある程度調査を行うという大前提を考えると頻度を減らすことは厳しいのではないかと。 【事後回答】 水質に関する調査のうち、人の健康に関する項目において、濃度の変動が予想されるのは、砒素、カドミウム、鉛、六価クロム、水銀、PCB等を念頭においています。また、これらにダイオキシンを加え、それらの物質の及ぼす毒性、健康被害を念頭におけば、より慎重な対応が必要であると考えます。	【第2回審議回答】 ・水質の健康項目について、例えばどういった項目の季節変動が大きいかを教えていただければ幸いです。 ・ごみ質によって出てくる排ガスや水質については、それ程大きな変動は無いのではないかと考えますし、ストレートに排水が出るものではありません。排ガス処理や水処理によって、一定の濃度に抑えて排出するものですので、大きく環境への影響を与える変動はないものと認識していますが、ご指摘の趣旨を踏まえ、検討させていただきます。 【事後回答】 ・健康項目の水質測定については、長野県が湯川の高瀬橋で健康項目について年4回実施している測定結果も参考とし、県の技術指針マニュアルに基づき、年2回の測定を基本に考えておりますが、調査の中で有害物質が検出された場合は、その項目について調査回数を増やして対応することを検討します。なお、土壌については、対象事業実施区域(建設候補地)において、全ての土壌環境基準項目を対象に実施したいと考えておりますが、土壌汚染は、蓄積性の汚染が主であり、経時的変動はあまり想定されないとの考え方から、県の技術指針マニュアルに基づき、年1回とします。

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨
6	悪臭	片谷委員	・悪臭などの苦情が出た際の規制を検討する趣旨の環境項目については、常に最大を押さえればよいという考えでよいと思う。夏に1回測定する方法は、過去のほぼ全てのアセス事例で使われており、至極妥当と考えます。	【事後回答】 ・意見を踏まえて、悪臭に係る調査、影響予測を行います。
7	水質	片谷委員	・水質に関する野見山委員のご指摘と事業者からの回答において、現地調査の回数と予測を季節別に行うかということが混在しているように聞こえた。 ・現地調査について、季節変動が大きい項目は増やした方がよいが、過去の調査データがあるものに関しては、それをできるだけ活用すればよい。予測に関しては、季節変動がある項目について、その季節性が表現できるタイミングの設定を考える必要がある。現地調査と予測については、全く同列には扱えないと感じております。	【事後回答】 ・水質の健康項目に係る現地調査については、No.5事後回答のとおり、長野県が湯川の高瀬橋で健康項目について年4回実施している測定結果も参考とし、県の技術指針マニュアルに基づき、年2回の測定を基本に考えておりますが、調査の中で有害物質が検出された場合は、その項目について調査回数を増やして対応することを検討します。また、意見を踏まえて、水質に係る影響予測を行います。
8	悪臭	片谷委員	・資料3の事業者見解については概ね妥当と考えますが、出された意見の意図と若干ずれがある回答が何ヶ所かある。例えば、悪臭については全く問題がないという捉え方を住民の方がされている可能性がある。実施しないことはおかしいという意見に対しては、まずは実施するということが最初に明記した上、説明をされた方がよいと思う。	【事後回答】 ・ご指摘を踏まえ、資料3の事業者見解について見直しを行います。 <見直し後の見解> 「新クリーンセンター建設に当たり、悪臭影響が想定される影響要因としては、焼却施設の稼働に伴う影響が挙げられます。焼却施設の稼働に伴う影響については、現地調査を実施し、事業計画を踏まえ、影響予測を実施します。」
9	悪臭	片谷委員	・ごみ運搬車両の洗車施設を設ける予定はあるか。設ける場合は予測評価の対象とするべきである。 【回答後】 ・洗車施設は処理施設の付属設備であるので、別の環境影響要因とした方が適切ではないか。	【第2回審議回答】 ・洗車施設の整備は計画しております。それに対する予測について、洗車施設の稼働は、施設全体の稼働に含まれておりますので、焼却施設の稼働という位置づけで考えております。 【事後回答】 ・ごみ搬出入車両の洗車施設は整備する計画でありますので、影響要因に「搬出入車両に係る洗車施設の稼働」を追加します。
10	大気質 悪臭	片谷委員	・悪臭の予測を大気拡散式で行うこととなっているが、発生量及び排出強度をどのように設定されるか。 【回答後】 ・排出強度については、現有施設のデータを使うとすることであれば、施設規模や炉構造の違い等による増減も配慮した上、設定していただきたい。	【第2回審議回答】 ・悪臭の予測に係る原単位の設定については、方法書P4-45に佐久クリーンセンターにおけるピットの源臭と、排ガス量は違いますが、ごみ質は一致しておりますので、焼却したものの煙突排ガスによる臭気指数、特定悪臭物質の濃度を測って設定する予定です。そこから大気拡散式へ回します。施設からの漏洩については、類似事例の引用、若しくは解析により距離減衰をとって、どのくらいが敷地境界までクリアできるかを見る予定です。 【事後回答】 ・意見を踏まえて、悪臭に係る影響予測を行います。
11	大気質	片谷委員	・マスコンモデルで大気質に係る計算を行うということであるが、どのような条件を設定し、何ケース計算されるのか。 【回答後】 ・それだけ計算される姿勢なら、問題ないと思われる。	【第2回審議回答】 ・マスコンモデルは長期濃度の予測になりますので、風向については16、安定度については、気象の調査をしてみないと分かりませんが、3以上となると思います。風速のランクについても、実施してみないと分かりませんが、200から300、あるいは500程度の予測を掛ける必要を可能性として考えています。

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨
12	地形・地質	富樫委員	<p>・土砂災害警戒区域においては、詳細な地質、地下水調査を行うという見解であるが、方法書では簡略化項目に選定されている。詳細な調査を行うとすれば、標準、あるいは重点化項目に選定されるべきであるが、選定根拠が分かるよう示していただきたい。</p> <p>【亀山委員長】</p> <p>・一般的に言えば危険な場所であると受け取れるため、この部分は明解にしていきたい。</p>	<p>【第2回審議回答】</p> <p>・方法書の中では簡略化項目としていますが、現在、アセスの手続きとは別に地質調査を進めています。そちらの結果も踏まえた上で総合的に対応することを考えています。ご指摘の簡略化項目について、標準項目等とするかは、持ち帰り検討いたします。</p> <p>【事後回答】</p> <p>・地形・地質項目は「簡略化項目」として位置づけていますが、調査、予測内容は「標準項目」と遜色ないレベルで対応する計画でありますので、「標準項目」に修正します。</p>
13	触れ合い活動の場	陸委員	<p>・中部北陸自然歩道について、「浅間を望む佐久平のみち」に関する記載をすることとなっているが、それに加えて長野県のHPには「浅間高原追分のみち」についても掲載されており、こちらはどうかされるか。また、この自然歩道を対象に加える場合、現地調査地点に追加されるのか。</p>	<p>【第2回審議回答】</p> <p>・「浅間高原追分のみち」は、今回の予備調査範囲の北側ぎりぎりの部分に入るかどうかといった場所ですので、今一度確認し、整理をさせていただくとともに、触れ合い活動の場の調査対象として選定するかということを含め、検討させていただきます。</p> <p>【事後回答】</p> <p>・「浅間高原追分のみち」については、対象事業実施区域(建設候補地)の北側に位置していることを確認しましたが、5km程度離れており、本事業との関連性は低いものと考えます。そのため、準備書以降の地域概況には情報を追記するものの、触れ合い活動の場の調査対象としないこととします。</p>
14	土壌汚染	小澤委員	<p>・資料3の見解において、土壌汚染の現地調査に係る環境基準項目の測定項目が「カドミウム、鉛、水銀、ダイオキシン類」と限定されるような表現となっているが、この項目だけを測定されるのか。</p> <p>【回答後】</p> <p>・現地調査で重点的な項目以外の項目は行わないとなると、土壌の環境基準に係る情報がない状況になってしまうため、例えば対象事業実施区域では重点的に一定の項目を測定するなど、土壌汚染に関する項目に係る全体的なデータが事業の比較対象の材料として必要ではないか。</p>	<p>【第2回審議回答】</p> <p>・基本的に一般廃棄物から排ガスとして拡散する可能性がある重金属のみを対象としたところです。土壌環境基準項目の全てを調査するということではありません。</p> <p>・土壌汚染について全項目を設ける地点があってもよいのではというご意見の趣旨を踏まえ、前向きな方向で対処します。</p> <p>【事後回答】</p> <p>・意見を踏まえて、対象事業実施区域(建設候補地)において、全ての土壌環境基準項目を対象に調査を実施します。</p>
15	事業計画	塩田委員	<p>・資料3の見解において、高速道路を利用する理由について回答されているが、高速料金については触れられていない。料金を支払っても環境保全上のメリットがある事を明記した方がよいのではないか。</p>	<p>【第2回審議回答】</p> <p>・高速道路の検討は、地元平根地区との協議において、地区内は交通安全上の問題からできるだけ通行しないいただきたいとの要望があったため、高速道路を利用する案が有力であります。高速道路のうち、中部横断自動車道は無料区間であり、上信越自動車道の利用料金は片道200円程度となります。交通安全面を重視した表現方法について、工夫してまいります。</p> <p>【事後回答】</p> <p>・意見を踏まえて、資料3の事業者見解について見直しを行います。</p> <p><見直し後の見解></p> <p>「高速道路に係る経費について、中部横断自動車道区間は無料、上信越自動車道区間のみ片道200円程度の利用料金となり、運搬費に上乘せとなりますが、対象事業実施区域(建設候補地)周辺における交通渋滞の緩和、事故発生リスク軽減など、交通安全を優先するため、可能な限り高速道路の利用を検討しています。」</p>